

こどもの意見表明・参加の仕組みについて

1. 趣旨

富田林市こどもの権利条例第12条では、市はこどもが意見等を表明できる機会を設けることを義務付けるとともに、こどもの意見の反映に努めることとしている。また、第17条(こども計画の策定)および第18条(評価・検証)においても同様の規定が置かれている。(参考資料2「富田林市こどもの権利条例【解説付き】抜粋」を参照)

このため、市が策定する計画等について、こどもが意見を表明し参加できる仕組みを検討するもの。(令和9年度開始予定)

2. こどもの意見収集

こどもワークショップ「こどもの権利プロジェクト」

⇒こどもたちから「意見が言いやすい方法」「参加したくなる方法」等について意見を聴き、仕組みに反映する。

【ワークショップ内容】

- ①「話しやすい人ってどんな人?」「話しやすいのは、どこ?どうやって?」というテーマに沿って、自身の経験をもとに意見を出しあう
- ②「話したい人・場所・方法」などを振り返りながら、そこに「まち」の要素(例:市役所の人、公園に関すること等)を加えて意見を出しあう
- ③「こどもが安心して話すために必要なこと」、「仕組みを考えるときに大切にしてほしいこと」をまとめる

3. こどもの意見表明・参加の仕組みの方向性 (アドバイザー会議を踏まえた現時点の案)

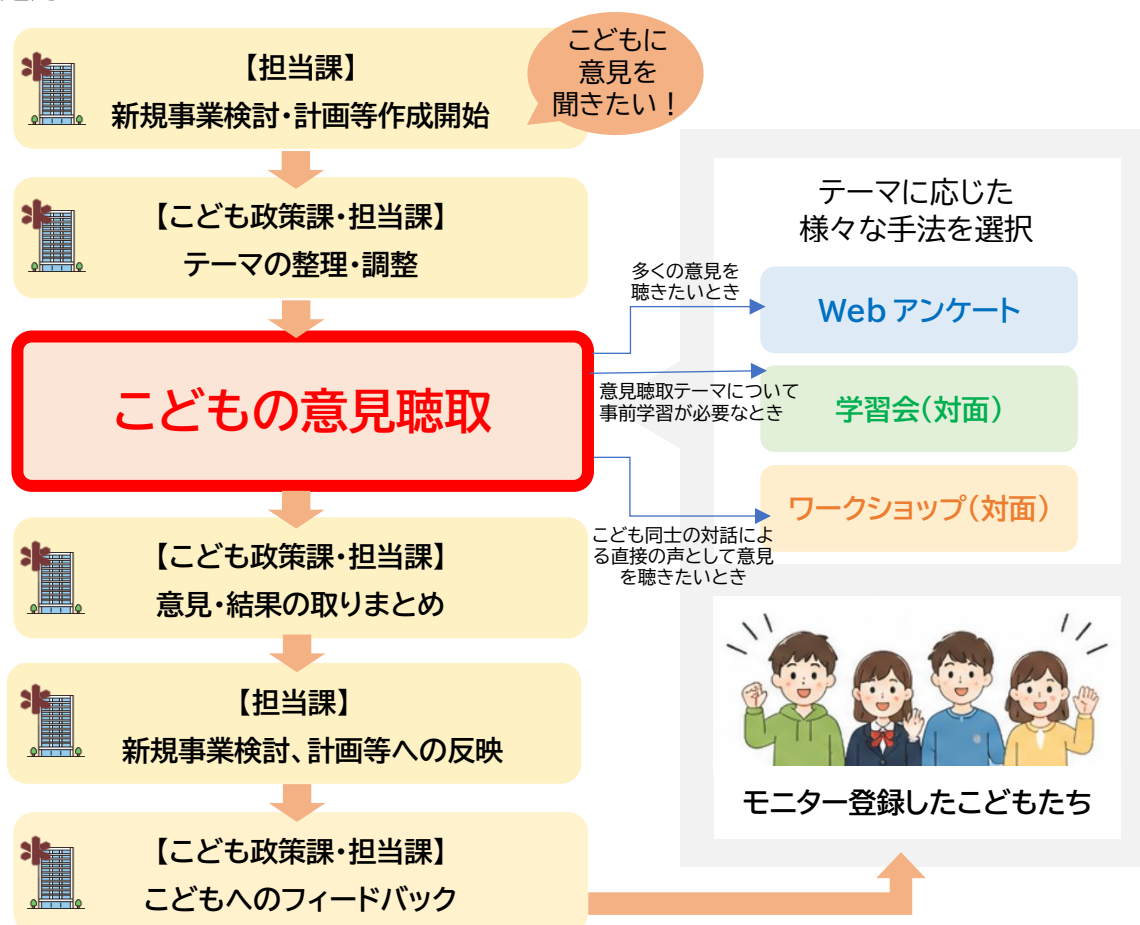
(1)基本的な考え方

- ① 現状、各課がこどもに関する事業や計画を検討する際、こどもの意見を聴く機会や手法は個別・散発的になりがちであり、また、募集段階で参加者集めに苦勞する等の課題もあることから、庁内で共通して活用できる仕組みが必要である。
- ② こどもが「答える」立場の単なる意見収集の手段ではなく、こどもが市政に主体的に関わる「参加」の場として位置づける仕組みとする必要がある。
- ③ 仕組みの質を確保するためのチェックリストの作成や、効果検証を行う。

(2)設計内容

検討項目	現時点での考え方
対象となる こどもの範囲	庁内の各課がこどもの意見を聴きたい場面は多岐にわたり、対象となるこどもの年齢層も、事業等に応じて異なるため、 <u>小学生から高校生世代まで幅広く想定</u>
参加の期間・関わり方	単発の参加ではなく、 <u>一定期間継続して関わるモニター登録制の仕組み</u> とすることで、こどもの意見表明や市政への理解を深めてもらうことを想定
意見を聴く手法	<u>Web アンケート</u> のようなオンラインによる意見収集の手法に加え、対面での <u>学習会・ワークショップ</u> など、 <u>テーマに応じて選択できるよう、複数の手法を組み合わせる</u> ことを想定
意見の反映と フィードバック	聴取した意見を事業・計画等の検討に活かすとともに、こどもたちにどのように活用されたかを伝える <u>フィードバックの流れ</u> を確保
庁内での運用方法	特定の課・事業に限らず、 <u>庁内の各課が必要な場面で共通して活用できる、横断的な仕組み</u> とすることを想定
「こどもの権利の日」 との関わり	こどもたちが、 <u>こどもの権利の日(11月20日)</u> に関連するイベント等に参加することを想定

(3)運用のイメージ



4. 今後のスケジュール(予定)

令和8年8月 こどもの権利プロジェクト(第1～3回ワークショップ)
令和8年9月 第2回こどもの意見表明・参加推進アドバイザー会議
令和8年10月 第3回子ども・子育て会議(検討)
第3回こどもの意見表明・参加推進アドバイザー会議
令和9年2月 第4回子ども・子育て会議(検討結果の報告)
令和9年7月 こどもの登録募集開始
令和9年10月 運用開始

5. 今後の課題

- こどもが意見を言いやすい、参加しやすい手法のあり方
- 意見のフィードバックなど、こどもが意見表明を実感できるような工夫
- 声を聴かれにくいこどもの意見を聴く方法をどのように仕組みに組み込むか